

●地域が行う森林整備の助成を行います

森林の持つ防災機能強化のため、地域が自ら森林組合等に委託して行う森林整備に対して助成を行います。地域の防災拠点や福祉施設等の周辺森林について支障木・倒木の除去を行いません。

- ▶ **対象事業**
災害時に避難所として活用する施設やその避難路の周辺森林のうち、森林の整備が不十分なために倒木等の危険性のある樹木の伐採・搬出や支障木、倒木などの除去等（対象面積：0.1ha未満）
- ▶ **対象団体**
防災拠点や民間施設の管理者、自治会、地域団体など
- ▶ **対象施設**
地元管理の公民館・給水施設や民間の福祉施設などの重要インフラ施設で、個人宅の裏山等は補助の対象となりません。
- ▶ **補助額** 10万円以上100万円以内
※先着順で補助金等の審査を行い、予算がなくなり次第終了します。
- ▶ **補助条件**
①対象地の森林所有者等、権利関係者の合意が書面で確認できること
②事業開始後概ね5年間に渡る適正な管理を約束すること
- ▶ **申込期限** 7月31日(金)
※申請を希望する団体は、補助の詳しい内容や提出書類に関する説明を行いますので、6月30日(火)までに下記に相談してください。


 林業振興課森林整備係 ☎ 212 (市役所3階)

●県営住宅の入居者を募集

- ▶ **入居資格** 次の全てに該当する人（既に公営住宅に入居している人や暴力団員の人は申込みできません）
①特に住宅に困っている人
※持ち家のある人は申込みできません。
②市・県民税等の滞納がなく、これまでに市・県営住宅の明渡し請求を受けたことがない人
③収入が基準額を超えない人
※上記以外に高齢者向の入居資格が別途あります。詳細は大分県住宅供給公社にお問い合わせください。
- ▶ **申込方法**
大分県住宅供給公社に備付けの申込用紙で申込み
- ▶ **申込期間** 6月8日(月)～12日(金)
午前9時15分～午後5時
- ▶ **抽選日** 6月17日(水) 午前11時～
大分県日田総合庁舎3階 入札室

▼入居者を募集する住宅


地区	住宅名	空家戸数	間取り	摘要
桂林	城内401	2	3DK	高齢者向
	城内MR-1	2	3LDK	一般向
	城内MR-2	1		高齢者向
朝日	朝日ヶ丘	1	3DK	高齢者向
友田	友田	1	3LDK	高齢者向
三芳	桃山	1	3DK	一般向
		1		高齢者向
高瀬	高瀬	4	3DK	一般向
三和	三和1A	1	3DK	一般向
	三和2A	2		

 大分県住宅供給公社日田駐在所 ☎ 2480
建築住宅課住宅係 ☎ 8218 (市役所5階)

●6月23日～29日は男女共同参画週間

自分らしい人生を実現するために、時間をどう使っていくのか。家族や地域、社会はそれをどう後押ししていくのか。それを社会全体で考えていきかけとなる「男女共同参画週間」です。一緒に取り組んでいきましょう。
※期間中は、街頭キャンペーンを実施予定です。

▶令和2年度キャッチフレーズ
「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」
「ワクワク・ライフ・バランス」

 まちづくり推進課市民協働・男女共同参画推進係 ☎ 7515 (市役所6階)

●後期高齢者医療の保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料の保険料率は2年ごとに見直され、令和2・3年度の保険料率については、平成30・31年度の料率のまま据え置きとなっています。



年間保険料の上限額が引き上げられました。また、保険料の軽減対象が拡大され、軽減特例が一部変更されています。

- ▶ **令和2年度保険料の計算方法**
保険料は、被保険者ごとに計算します。被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割」との合計金額が保険料となります。

【計算式】

$$\text{年間保険料 (上限64万円)} = \text{均等割 (1人当たり4万7,000円)} + \text{所得割 (2019年中の総所得金額 - 33万円) \times 9.06\%}$$

- ▶ **職場の保険の被扶養者だった人の軽減**
後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった人は5割が軽減されます。また、所得割も課されません。
※国保・国保組合に加入していた人は該当しません。

- ▶ **保険料の軽減**
所得や世帯の状況に応じて、保険料は軽減されます。

【均等割（4万7,000円）の軽減】※（ ）内は令和元年度の数値です。

軽減割合	世帯の総所得金額	軽減後の均等割額
7.75割軽減 (8.5割軽減)	33万円以下の場合	1万570円 (7,050円)
7割軽減 (8割軽減)	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下。さらにその他の所得がない場合	1万4,100円 (9,400円)
5割軽減	33万円 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合	2万3,500円
2割軽減	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合	3万7,600円

※実際の保険料額は端数処理を行ったあとの金額となります。

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度を安定的に維持することで被保険者が安心して医療を受けることができるようにするものです。
皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

※新型コロナウイルスに係る減免等については、大分県後期高齢者医療広域連合にて、詳細が決まり次第お知らせします。

 健康保険課国保・年金係 ☎ 8271 (市役所1階)